

障害福祉サービス事業所物価高騰緊急対策事業給付金のご案内

1. 障害福祉サービス事業所物価高騰緊急対策事業給付金の概要

①事業の趣旨

原油価格及び光熱費等を含む物価の高騰により負担が増加している障害福祉サービス事業所を市内に有する事業者に対し、その事業の継続を支援するため、障害福祉サービス事業所物価高騰緊急対策事業給付金を支給します。

★ 申請の流れ



②対象障害福祉サービス事業所

障害福祉サービス事業所物価高騰緊急対策事業給付金(以下「給付金」という。)の支給対象となる障害福祉サービス事業所は、立川市が支給決定した障害者(児)に対し、別表(裏面)に定める障害福祉サービスを令和4年10月1日から令和5年3月31日までの間に提供した実績があり、この給付金の申請日時点で障害福祉サービス事業を継続している事業所を市内に有する事業者(=法人)です。

また、新たに事業所を設立する場合にあっては、令和4年6月1日以降に事業所を設立し、障害福祉サービスを提供している事業者(=法人)です。

廃止を届け出ている事業者は対象に含まれません。

③給付額

給付金の額は、1事業所当たり別表(裏面)に記載の金額です。

④給付対象となる障害福祉サービス

事業者が所管・運営し、東京都障害者サービス情報に掲載されているサービスが給付対象となります。

⑤給付対象となる障害福祉サービスのとらえ方

- (1) 同一の事業者が市内において2つ以上の異なるサービスを提供する場合には、提供するサービスの数に応じて支給の対象とします。 ※詳細は、別紙Q&Aの「Q6」をご参照ください。
- (2) 同一の事業者が市内において同一のサービスを2つ以上の異なる場所(東京都障害者サービス情報に掲載のある事業所番号単位)で提供する場合には、提供する事業所の数に応じて支給の対象とします。 ※詳細は、別紙Q&Aの「Q6」をご参照ください。

⑥給付対象の除外

令和4年8月から11月にかけて障害福祉課において申請受付を実施した「障害福祉サービス事業者緊急支援事業給付金」の給付対象となったサービスは、今回の給付対象から除きます。

ただし、同一の事業者が市内において同一のサービスを2つ以上の異なる場所(東京都障害者サービス情報に掲載のある事業所番号単位)で提供する場合において、一方が「障害福祉サービス事業者緊急支援事業給付金」の給付対象となった場合は、他方は今回の給付対象となります。

※詳細は、別紙Q&Aの「Q6」をご参照ください。

2. 障害福祉サービス事業者の手続

様式はすべて市のホームページに掲載されています。

支給申請

申請期間 令和5年1月20日(金)から2月28日(火)まで

申請書類 ①障害福祉サービス事業所物価高騰緊急対策事業給付金支給申請書(第1号様式)

②障害福祉サービス事業所物価高騰緊急対策事業給付金振込先口座(別紙)

提出先 障害福祉課 緊急対策事業給付金担当宛に郵送

申請書には、対象となる事業所をすべて記入し、法人が取りまとめて提出してください。申請受理後、概ね1か月を目処に指定の口座に給付金を支払います。

※給付金の使用について、市より報告や書類提出を求める場合がありますので、証拠書類(領収書等)は5年間保管してください。

お問い合わせ・提出先

〒190-8666 立川市泉町1156-9

立川市福祉保健部障害福祉課 緊急対策事業給付金担当

電話:042-523-2111 内線1517

(裏面)

別表 対象となる障害福祉サービスの種類及び支給額一覧

障害福祉サービスの種類	支給額
(1)共同生活援助 (2)生活介護 (3)自立訓練 (4)就労移行支援 (5)就労継続支援 (6)就労定着支援 (7)児童発達支援 (8)放課後等デイサービス (9)保育所等訪問支援	100,000円
(1)短期入所	75,000円
(1)居宅介護 (2)重度訪問介護 (3)同行援護	50,000円

- | | |
|--|--|
| (4)行動援護
(5)重度障害者等包括支援
(6)自立生活援助
(7)計画相談支援
(8)地域移行支援
(9)地域定着支援
(10)居宅訪問型児童発達支援
(11)障害児相談支援 | |
|--|--|